

3 調査対象とならなかった事例

平成24年度に受け付け、平成25年度に調査を継続した苦情で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・市の仕事やそれに関わる職員の行為でない苦情(熊本市オンブズマン条例第6条)

市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 私道の側溝整備 自宅前の私道に側溝を整備し、市道の側溝に接続させたいうえで、排水できるようにしてほしい。

・オンブズマンの職務に関する事項(熊本市オンブズマン条例第6条(5))

「オンブズマンの職務に関する事項」に該当するため、オンブズマンの調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(2) 調査結果について1 以前申し立てた苦情申立ての調査結果の内容に納得がいかない。

・調査が相当でないもの(熊本市オンブズマン条例第15条(5))

苦情申立ての趣旨が不明瞭であり、趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの、申立人から協力が得られず趣旨が特定できないため、オンブズマンが「調査が相当でない」と判断し、調査対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(3) 市政に関する多岐にわたる苦情

